福島県相双建設事務所

令和８年１１月１６日
福島県相双建設事務所

相馬郡飯舘村における県管理河川河道掘削工事で発生した建設発生土の民間利用について

福島県相双建設事務所が施工した相馬郡飯舘村における県管理河川河道掘削工事で発生した建設発生土について、下記のとおり民間利用希望者の公募を行います。

◆発生時期：令和７年３月
◆資格条件：主な資格は以下のとおりです。
・利用土量が１箇所当り、1,000 ㎥程度を超えていること。
・発生土搬出までに、残土の受入に必要な関係法令の許可等の手続きを利用側において完了させることができること。
・希望する利用量は、最大希望量とし、その範囲内であれば利用可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。
◆申込方法：指定の申込書を下記連絡先まで郵送、メール等でご提出ください。
◆提出期限：毎月末日を締切日とする。各月の締切り後、提出書類を精査の上、速やかに受入の可否を通知します。
◆募集期限：令和９年３月３１日限り
◆運搬条件：利用地の整備に必要な擁壁、盛土転圧等は利用者の負担とする。

申込希望者は、福島県相双建設事務所ホームページに掲載する要領により詳細を確認の上、必要書類の作成をお願いいたします。
なお、不明な点がありましたら下記連絡先までご連絡ください。

【問い合わせ先】福島県相双建設事務所　企画管理部　管理課
〒975-0031　福島県南相馬市原町区錦町一丁目 30 番地
電話 0244-26-1221　ＦＡＸ 0244-26-1197
E-mail souken.kanri@pref.fukushima.lg.jp

■県のホームページで、復旧・復興情報をご覧になれます。
ふくしま復興　インフラ　検索